

■ 水質汚濁防止法の概要

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）は、次の目的を達成するため、各種の規制を行っています。

- ① 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。
- ② 工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。

また、長野県では、法に基づく規制とともに、県民の健康で文化的な生活を確保し、良好な生活環境を保全するため、良好な生活環境の保全に関する条例（昭和 48 年条例第 11 号。以下「条例」という。）による規制も行っています。

◆ 制度の概要

- ・人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「環境基準」が環境基本法により設定されています。これに加え、水利用の観点からは、水道用水の基準、農業用水の基準、水産関係の基準などが設定されています。
- ・これらの基準を達成することを目標に、法に基づいて事業場からの排水規制等を実施しています。
- ・法では、工場や事業場から排出される有害物質等について、物質の種類毎に排水基準を定めており、これらの有害物質等を排出する特定施設の設置者等はこの基準に適合しない排水を排水できません。

◆ 法の規制を受ける事業場

- ① 特定施設^{※1}を設置する事業場（特定事業場）で、公共用水域に水（雨水等を含む）を排出する事業場（下水道に接続している事業場であっても、冷却水や雨水を公共用水域に排出する事業場はこれに含まれます。また、定期的に汚水又は廃液を取り出して産業廃棄物として処理する場合や、汚水又は廃液を事業場内の他の施設で処理し、その処理水を再利用するような循環利用の場合もこれに含まれます。）
- ② 有害物質使用特定施設^{※2}を設置する事業場（有害物質使用特定事業場）で、汚水等（これを処理したものを含む）を地下に浸透させる事業場
- ③ 有害物質使用特定施設（上記①②の事業場に設置される施設を除く）及び有害物質貯蔵指定施設^{※3}を設置する事業場（冷却水や雨水を含め、排水の全量を下水道に排出する有害物質使用特定施設はこれに含まれます。）
- ④ 指定施設^{※4}を設置する事業場（指定事業場）
（流出事故に係る規定のみ～届出義務はない）
- ⑤ 貯油施設等^{※5}を設置する事業場
（流出事故に係る規定のみ～届出義務はない）

※1 人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある汚水や廃液を排出する施設として、政令で定められた施設（特定施設の詳細につきましては、p. 3以降をご覧ください。）

※2 有害物質を製造・使用・処理する特定施設

※3 有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設

※4 有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

※5 重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設

⇒公共用水域（法第2条第1項）

次に掲げる水域・水路を「公共用水域」といいます。

- ① 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域
- ② ①に接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）

⇒有害物質（政令第2条）

カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）で定められた物質を「有害物質」といいます。

(1)カドミウム及びその化合物	(9)トリクロロエチレン	(20)シマジン
(2)シアン化合物	(10)テトラクロロエチレン	(21)チオベンカルブ
(3)有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	(11)ジクロロメタン	(22)ベンゼン
(4)鉛及びその化合物	(12)四塩化炭素	(23)セレン及びその化合物
(5)六価クロム化合物	(13)1,2-ジクロロエタン	(24)ほう素及びその化合物
(6)砒素及びその化合物	(14)1,1-ジクロロエチレン	(25)ふっ素及びその化合物
(7)水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(15)シス-1,2-ジクロロエチレン	(26)アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
(8)ポリ塩化ビフェニル	(16)1,1,1-トリクロロエタン	(27)塩化ビニルモノマー
	(17)1,1,2-トリクロロエタン	(28)1,4-ジオキサン
	(18)1,3-ジクロロプロペン	
	(19)チウラム	

⇒指定物質（政令第3条の3）

有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものを「指定物質」といいます。

(1)ホルムアルデヒド	(16)ホスゲン	(31)プロピザミド	(44)アルミニウム及びその化合物
(2)ヒドラジン	(17)1,2-ジクロロプロパン	(32)クロロタロニル (TPN)	(45)ニッケル及びその化合物
(3)ヒドロキシルアミン	(18)クロルスルホン酸	(33)フェニトロチオン (MEP)	(46)モリブデン及びその化合物
(4)過酸化水素	(19)塩化チオニル	(34)イソプロベンホス (IBP)	(47)アンチモン及びその化合物
(5)塩化水素	(20)クロロホルム	(35)イソプロチオラン	(48)塩素酸及びその塩
(6)水酸化ナトリウム	(21)硫酸ジメチル	(36)ダイアジノン	(49)臭素酸及びその塩
(7)アクリロニトリル	(22)クロルピクリン	(37)イソキサチオン	(50)クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
(8)水酸化カリウム	(23)ジクロルボス (DDVP)	(38)クロルニトロフエン (CNP)	(51)マンガン及びその化合物
(9)アクリルアミド	(24)オキシデプロホス (ESP)	(39)クロルピリホス	(52)鉄及びその化合物
(10)アクリル酸	(25)トルエン	(40)フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	(53)銅及びその化合物
(11)次亜塩素酸ナトリウム	(26)エピクロロヒドリン	(41)アラニカルブ	(54)亜鉛及びその化合物
(12)二硫化炭素	(27)スチレン	(42)クロルデン	(55)フェノール類及びその塩類
(13)酢酸エチル	(28)キシレン	(43)臭素	(56)ヘキサメチレンテトラミン
(14)MTBE	(29)p-ジクロロベンゼン		
(15)硫酸	(30)フェノブカルブ (BPMC)		

⇒生活環境項目（政令第3条）

化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、有害物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目を「生活環境項目」といいます。

(1)水素イオン濃度(pH)	(7)亜鉛含有量
(2)生物化学的酸素要求量(BOD)及び化学的酸素要求量(COD)	(8)溶解性鉄含有量
(3)浮遊物質濃度(SS)	(9)溶解性マンガン含有量
(4)ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	(10)クロム含有量
(5)フェノール類含有量	(11)大腸菌群数
(6)銅含有量	(12)窒素含有量又はリン含有量

○ 特定施設等について

◆ 特定施設

「特定施設」とは、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある汚水や廃液を排出する施設として、政令で定められた施設をいいます。この中には工場だけでなく、し尿処理施設、下水道の終末処理場のほか、飲食店、洗濯業、写真現像業、旅館業等の第三次産業や畜産業等の第一次産業に分類される施設も含まれます。

また、特定施設を設置する工場又は事業場を「特定事業場」といいます。
現在、政令で定められている特定施設は、p. 53 以降に掲げるとおりです。

◆ 有害物質使用特定施設

「有害物質使用特定施設」とは、特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設をいいます。

また、有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場を「有害物質使用特定事業場」といいます。

◆ 有害物質貯蔵指定施設

「有害物質貯蔵指定施設」とは、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設をいいます。

また、有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場を「有害物質貯蔵指定事業場」といいます。

◆ 特定施設等の設置届出

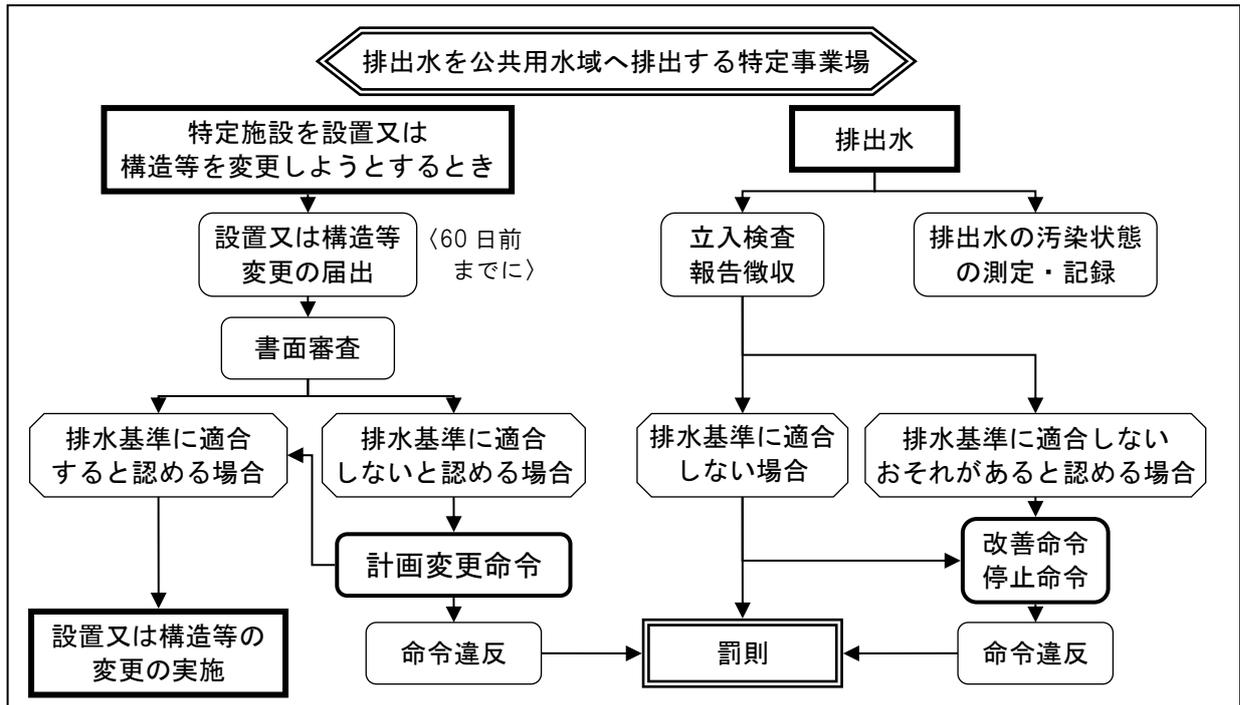
特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「特定施設等」という。）を設置しようとするときは、工事着手[※]の 60 日前までに届出が必要です。なお、施設の所在地が長野市又は松本市の場合は、それぞれの市へ届け出てください。

※「工事着手」とは、一般的に、施設が機械的なもの場合は据付工事開始時、施設が建物的なものは基礎工事開始時を指します。

県は、届出内容を審査し、排出水が排水基準に違反するおそれのあるときには、施設の構造、排出処理方法に関する計画の変更を命じ、又は施設の設置計画の廃止を命ずることがあります。

○ 排水規制

特定施設を設置する工場・事業場から排出される水（排水）を河川や湖沼等の公共用水域に放流する場合や、地下に浸透する場合には、法及び条例に基づき規制されています。



◆ 排水基準の遵守

特定施設を設置する工場・事業場から排水水を公共用水域に排出する場合は、その排水水の汚染状態が排水基準に適合しなければいけません。

排水基準には、法に基づき全国一律に適用される基準と、県の条例に基づき設定される全国一律の基準より厳しい上乗せ排水基準があります。

法	一律基準	① 有害物質 28項目 カドミウム等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質について、排出量に係わらず、全ての特定事業場に適用する。 ② 生活環境項目 12項目 生活環境に係る被害を生ずるおそれのある項目について、1日当たりの平均的な排水量が50 m ³ /日以上の特​​定事業場に適用する。
条例	上乗せ排水基準	① 有害物質 4項目 カドミウム、シアン化合物、六価クロム化合物、水銀化合物について、一律基準よりも厳しい基準を適用する。 ② 生活環境項目 9項目 BOD、COD、SS等について一律基準よりも厳しい基準を適用する。

なお、基準値については最新の「公害関係基準のしおり」（長野県環境部発行）を参照してください。県ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>

◆ 特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質を製造、使用又は処理する有害物質使用特定事業場は、環境大臣の定める方法による検定で有害物質が検出された場合、当該特定地下浸透水を地下浸透させることはできません。